

## 神奈川県県営住宅污水处理場等の維持管理費算定基準

この算定基準は、県営団地内の污水处理場及び給水施設（以下「污水处理場等」という。）利用者（注1）の污水处理場等維持管理費（注2）の負担について、神奈川県県営団地用污水处理場取扱要綱に基づき必要な事項を定めるものとする。

1 污水处理場等の維持管理費の負担に係わる算定については、次の算式による。

(1) 利用承認に基づく場合

$$\text{使用料（年額）} = \text{一人あたり維持管理費（年額）} \times \text{利用者別算定基準対象人員（注3）} \times 1.1 \text{（消費税及び地方消費税相当額 10\%）}$$

(2) 協定等に基づく場合

$$\text{使用料（年額）} = \text{維持管理費（年額）} \times \text{協定等に基づく負担割合} \times 1.1 \text{（消費税及び地方消費税相当額 10\%）}$$

(注1) 利用者とは、県営住宅入居者以外の者で、当該污水处理場をその補充施設及び給水施設を利用することについて知事の承認を受けた者をいう。

(注2) 維持管理費は、前年度実績を算定の基礎とし、その内訳は次のとおりとする。  
電気料、水道料、薬剤費、汚泥引抜費、保守管理費

(注3) 利用者別算定基準対象人員  
建築物の用途による尿尿浄化槽の基準に基づく「建築物用途別処理対象人員算定基準表」により算定して処理対象人員による。（JISA3302）

2 年度途中で利用廃止があった場合の使用料の算定については、次の表による。

区分	算式
① 使用料（年額）を調定する前に利用廃止の承認を行った場合	使用料＝（年額使用料）×（4月から利用廃止月までの月数）÷12
② 使用料（年額）を調定した後に利用廃止の承認を行う場合で、年度当初に使用料を調定する前に、その年度において利用廃止が予定されている場合	使用料＝（年額使用料）×（4月から利用廃止予定月までの月数）÷12
③ ②の場合で、利用廃止月が利用廃止予定月よりも前の月となった場合	使用料＝ [(年額使用料) × (4月から利用廃止予定月までの月数) ÷12] - [(年額使用料) × (利用廃止月の翌月から利用廃止予定月までの月数) ÷12]
④ ②の場合で、利用廃止月が予定月よりも後の月となった場合	使用料＝ [(年額使用料) × (4月から利用廃止予定月までの月数) ÷12] + [(年額使用料) × (廃止予定月の翌月から利用廃止月までの月数) ÷12]
⑤ 使用料（年額）を調定した後に利用廃止の承認を行う場合で、年度当初に使用料を調定する前に、その年度において利用廃止が予定されていない場合	使用料＝（年額使用料） - [(年額使用料) × (利用廃止月の翌月から3月までの月数) ÷12]

3 この算定基準は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この算定基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この算定基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この算定基準は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この算定基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この算定基準は、令和元年10月1日から施行する。

